	184 ×	
件名		基本構想(改定版)【深井地区版、泉ヶ丘地区版、栂・美木多
		区版】(案)の策定について
	【経過】	
	平成 13~15 年度	堺市交通バリアフリー基本構想策定(14 地区)
	平成 18 年度	バリアフリー法施行
		(ハートビル法と交通バリアフリー法の統合)
	平成 27 年度	<u>堺市バリアフリー基本構想策定(2 地区)</u>
	平成 30 年度	バリアフリー法改正
	令和2年度	堺市移動等円滑化促進方針策定
	令和5年度~	(改定版)堺市バリアフリー基本構想(市全域版)及び(堺
47 \G TD .II		駅・堺東駅周辺地区版、中百舌鳥地区版)の策定
経過・現状		…市全域でバリアフリー化に取り組むべき共通事項を記載
TL 55 BE		した「市全域版」と重点整備地区ごとに整備項目等を記載
政策課題 		した「地区版」を策定
	令和 6 年度~	堺市バリアフリー化検討委員会 (以下「検討委員会」という。)
		において、基本構想(深井地区版、泉ヶ丘地区版、栂・美木
		多地区版、光明池地区版)の改定を協議・検討
	【課題】	
		リアフリー基本構想」を「堺市バリアフリー基本構想」に統合
	する必要があ	
		- が到来していること及び法改正により整備基準が変化してい
		整備地区の評価・見直しを行う必要がある
	【改定の概要】	
		井駅 「泉ケ丘駅 「栂・美木多駅 「光明池駅 の各駅にて可
		設置する予定であることを踏まえ、各エリアのバリアフリー化
		するため、重点整備地区のうち深井地区、泉ヶ丘地区、栂・美
		池地区を選定(令和12年までに泉ケ丘駅から順次設置)
		議論に加え、障害・高齢・子育で等の当事者や鉄道事業者、庁
対 応 方 針		地区、泉ヶ丘地区、栂・美木多地区、光明池地区においてバリ
		では、水が丘地区、は、大小が地区、九の地区にあいてバックでは、現地点検)を実施し、改定に反映
今後の取組	アフリー点検調 〇主な内容	且(近心点性)で天心し、以たに以 い
(案)		Z∧≅∿⇔
	I.整備対象地図	
		バリアフリー化の主な課題
		隆備目標時期及び整備主体
	【スケジュール】	°="11
	令和 / 年 10 月 /	^パ ブリックコメントの実施

令和8年2月 堺市バリアフリー基本構想(改定版)【深井地区版、泉ヶ丘地区版、根・美木多地区版、光明池地区版】策定 ○重点整備地区【深井地区、泉ヶ丘地区、栂・美木多地区、光明池地区】における別果の想定 ○バリアフリーに対する関心が高まり、ハード面・ソフト面のバリアフリー化の	版、栂・美木多地区版、光明池地区版】策定		
〇重点整備地区【深井地区、泉ヶ丘地区、栂・美木多地区、光明池地区】におけるバリアフリー化の進展	効果の想定 〇重点整備地区【深井地区、泉ヶ丘地区、栂・美木多地区、光明池地区】におけるバリアフリー化の進展 〇バリアフリーに対する関心が高まり、ハード面・ソフト面のバリアフリー化の充実 関係局との全局区		
カ 里 の 相 定	効果の想定 るバリアフリー化の進展 Oバリアフリーに対する関心が高まり、ハード面・ソフト面のバリアフリー化の 充実 全局区		版、性·美术多地区版、尤明池地区版】束正
	対 果 の 想 定 Oバリアフリーに対する関心が高まり、ハード面・ソフト面のバリアフリー化の 充実 関 係 局 と の 全局区		○重点整備地区【深井地区、泉ヶ丘地区、栂・美木多地区、光明池地区】におけ
^{30 米 の 徳 疋} 〇バリアフリーに対する関心が高まり、ハード面・ソフト面のバリアフリー化の	フハリアフリーに対する関心か高まり、ハート面・ソフト面のハリアフリー化の 充実 関係局との 全局区	が思り相中	るバリアフリー化の進展
	関係局との全局区	対条の忠定	
		関係局との	
関係局との ,			全局以

堺市バリアフリー基本構想(改定版) 【深井地区版】 (案)

令和()年月堺市

堺市バリアフリー基本構想(改定版) 【深井地区版】

目次

I.整備対象地区の設定	
1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定	
2.生活関連施設及び生活関連経路の選定	
3.重点整備地区の設定	4
4.重点整備地区における要件整理	5
Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題	6
1.地区の特性	6
2.地区の課題	6
Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体	7
(参考)まちあるき点検調査の概要	13

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区について、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準が変化していること等を踏まえ見直しを行い、バリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。

今回の改定では、堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区(17 駅 14 地区)のうち、本市中央部に位置しており、商業、医療、行政、文化等の日常生活に関連する諸機能の集積が進んでいる地域拠点である「泉北高速深井駅周辺地区」を『深井地区』として改め、堺市バリアフリー基本構想における重点整備地区として設定します。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

「深井地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設である南海泉 北線深井駅のほか、生活関連施設の用途に該当する公的施設や教育・文化施設、保健・医療 施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね2,000 ㎡以上 である建築物、駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積が500 ㎡以上の路外駐車場等を生 活関連施設として選定します。

なお、次頁の表では、平成 13 (2001) 年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」の重点整備地区内に記載のある施設を「継続」、記載のない施設を「新規」施設とし整理しています。

【深井地区における生活関連施設】

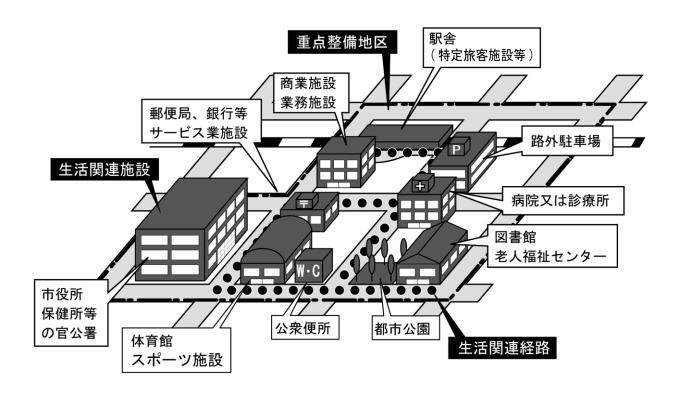
分類	施設名	新規/継続区分
鉄道駅	深井駅	継続
	中区役所	継続
公的施設	中堺警察署	新規
	堺中郵便局	継続
	深井小学校	継続
	東深井小学校	継続
教育·文化施設	宮園小学校	継続
	深井中学校	継続
	ソフィア·堺(堺市教育文化センター)	継続
保健·医療·	堺フジタ病院	継続
福祉施設	堺平成病院	新規
公園·運動施設	水賀池公園	継続
商業施設	グルメシティ深井駅前店	継続
向未心政	アクロスプラザ堺中央	新規
その他の施設	Dパーキング深井高架橋高架下	新規
(路外駐車場)	OnePark 深井駅前西	新規

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「深井地区」では、平成 13 (2001) 年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路(施設内通路)において設定するものとし、自動車交通の速度抑制策の実施等の安全策を中心に実施する経路とします。

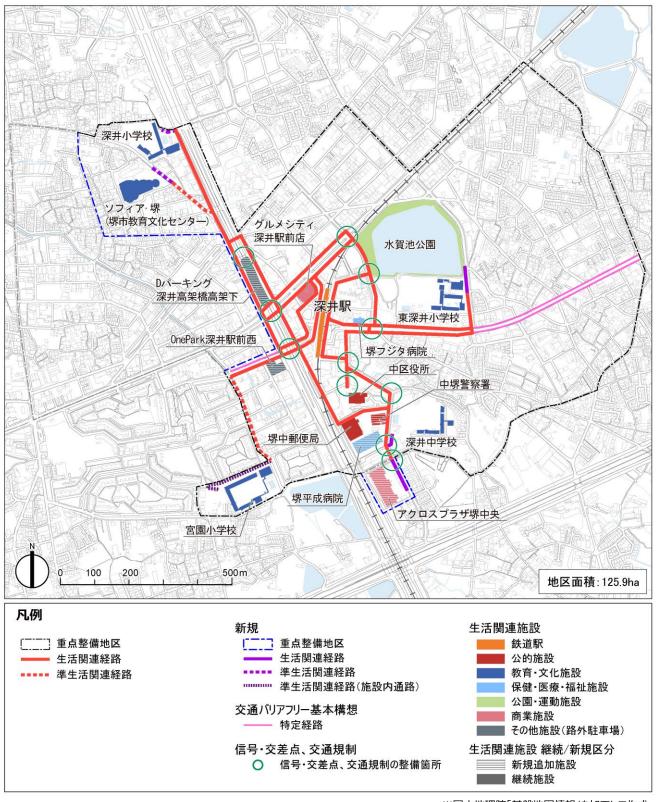


【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「深井地区」における重点整備地区は、平成 13 (2001) 年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を見直します。 「深井地区」における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区は次のとおりです。

【深井重点整備地区】



4.重点整備地区における要件整理

今回定めた重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

【深井地区】

要件	地区の状況
配置要件	 ▶深井地区には中区役所や中堺警察署等の公的施設があるほか、教育・文化施設や保健・医療施設等が立地しているため、徒歩による移動が見込まれます。 ▶同地区では、駅周辺地域の賑わいを創出し、深井駅周辺地域の拠点機能の強化を図ることを目的とした「深井駅周辺地域活性化事業基本構想」が策定され、取組が進められています。
課題対策要件	 ▶交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいる一方で、生活関連施設や道路等では、設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が全体的に見受けられます。 ▶また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するためには、既存設備の改善に加え、ソフト面での取組を一層の推進が求められます。 ▶同地区では、水賀池公園で民間活力を活用した地域活性化拠点の整備が進められています。
効果要件	▶堺市中区の地域拠点である駅周辺には、日常生活に密接に関わる機能が集積しており、地区のバリアフリー整備を一体的に進めることで、日常生活や地域 交流機能の更なる強化が期待されます。

Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題

1.地区の特性

本地区は、南海泉北線深井駅の周辺エリアで、駅周辺を中心に商業や医療等、日常生活に関連の深い諸機能が集積しています。また、深井駅を中心に住宅市街地が広がっており、地域生活拠点として機能しています。

南海泉北線深井駅は昭和 46(1971)年に泉北高速鉄道深井駅として開業し、堺市中区唯一の駅として発展しました。

生活関連施設は駅周辺のみならず重点整備区域内全体に点在しており、中区役所や中堺警察署等の公的施設や教育・文化施設等があります。

本地区では平成 13 (2001) 年度に「堺市交通バリアフリー基本構想」の「泉北高速深井駅周辺地区」が策定され、旅客施設や道路等のバリアフリー化が図られてきました。

2.地区の課題

本地区は、交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいますが、駅や生活関連施設、道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。また、本基本構想で新たに生活関連経路に指定された道路等では、歩道に点字ブロック敷設等の整備がされていない箇所や信号機が設置されていない箇所等もあり、今後も整備及び改善が望まれます。

生活関連施設は、築年数が相当期間を経過しており、バリアフリーの考え方に基づいた設計がなされていない施設も含まれるため、バリアフリー化の整備が充分でない部分への対応が求められます。

また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーは、各事業者の自主的な取組により個別に事業が実施されてきました。重点整備地区内でこれらを一体的に推進するためには、既存設備の改善に加え、より一層のソフト事業の推進が求められます。

水賀池公園では深井駅周辺の活性化を図るため、公園機能の強化と土地利用転換(民間活力の導入)による賑わいの創出を目的に、水賀池公園整備事業の取組を進めています。

Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体

重点整備地区における整備目標期間は 5 年間を基本とします。その上で、本基本構想に基づき、 必要に応じて具体的な整備計画である特定事業計画を策定しバリアフリー化を進めます。

バリアフリー事業の整備項目、整備目標時期及び整備主体について本ページ以降に示します。

また、目標時期は、おおむね5年(令和12(2030)年)以内の事業完了を目標として取り組む事業を「短期」、令和12(2030)年以降の事業完了を目標として取り組む事業を「中長期」、整備目標期間の5年間を基本としつつ継続して取り組む事業を「継続」として分類します。「必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催」等のソフト事業は、整備目標期間後も継続的に取り組みます。

なお、各整備項目の進捗状況を定期的に確認し、進捗管理も含め継続的な取組を進めます。

<整備目標時期の区分>

短期	おおむね 5 年(令和 12(2030)年)以内に事業完了
中長期	令和 12(2030)年以降に事業完了
継続	整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線深井駅(1/2)

南海泉北線深井駅は、バリアフリー基準に則った整備が実施されていますが、利用者等の意見を踏まえ、更なるバリアフリー化を推進することを念頭に置き、整備項目を設定します。

	目標		整備	主体	
整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
案内サイン等の改善					
統一されたフォント、ピクトグラム、カラーに よる案内サイン等の改善	継続	•			
表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	•			
誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	•			

<凡例>

整備主体

その他事業者

● :主な整備主体

(施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者

(公):公益事業者

■南海泉北線深井駅(2/2)

	目標	整備主体			
整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
設備・施設の改良					
路線図や運賃表の改善	継続	•			
舗装面の改善	継続	•			
駅の改良事業					
可動式ホーム柵の設置	短期	•			
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修	多等の開催				
安全安心な利用のための接遇マニュアルの継続的な運用・更新	継続	•			
職員に向けた定期的な研修の実施	継続	•			
係員のサービス介助士資格の取得支援	継続	•			
点字ブロック等への理解促進に関する取組 や啓発	継続	•			
音声案内や点字表示、文字情報等の多 様な手段による情報提供の整備※	継続	•			
コミュニケーションボードや筆談器の運用と筆 談対応可能表記の掲示	継続	•			
施設利用者に向けた施設の適正利用やマナーアップ等に関する広報啓発	継続	•			
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	•			

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

その他事業者

● : 主な整備主体(施) : 施設管理者(●) : 連携が必要となる主な事業者(公) : 公益事業者

(2) 建築物等生活関連施設

建築物等の生活関連施設は、「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

必要な整備は施設の特性により異なりますが、ここでは、文字やサイン、音声等、多様な方法による情報提供の整備やソフト面において配慮が必要な事項について下記に示します。

		目標		整備	主体	
	整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
誘導	尊案内情報施設の整備					
	誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続				● (施)
	施設全体の案内サイン等の改善	継続				● (施)
	多言語に対応した案内表示	継続				● (施)
その)他ソフト事業					
	必要な支援の理解や接遇向上のための研 修等の開催	継続				● (施)
	商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空 間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続				● (施)
	点字ブロック等への理解促進に関する取組 や啓発	継続				● (施)
	音声案内や点字表示、文字情報等の多 様な手段による情報提供の整備※	継続				● (施)
	その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリ ー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続				● (施)

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

その他事業者

● :主な整備主体

(施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者

(公):公益事業者

(3) 道路等

-	整備項目		動 <i>供</i> 西口 目標			整備主体			
			時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他		
生活	5関連経路の改良(既設・新規)								
	誘導・警告ブロックの敷設・改良		継続						
			中長期						
	段差や横断勾配、舗装等の改善		継続						
			中長期						
	電柱・柵・車止め等の移設・集約	既設	継続				(●)		
	による有効幅員の拡大	新規	中長期				(公)		
準4	E活関連経路における対策の検討		継続		•		● (施)		

- ※ 今回新たに生活関連経路に指定した道路(4頁の図中で紫色の実線)
 - (1) 市道深井 49 号線
 - (2) 市道東八田 22 号線
 - (3) 市道深井沢 3号線
- ※ 今回新たに準生活関連経路に指定した道路(4頁の図中で紫色の点線)
 - (1) 市道深井中 30 号線
 - (2) 市道深井中 48 号線
 - (3) 宮園小学校北側通路(施設内通路)

<凡例>

整備主体

その他事業者

● : 主な整備主体(施) : 施設管理者(●) : 連携が必要となる主な事業者(公) : 公益事業者

(4) 信号•交差点、交诵規制

(7				整備	主体	
整備項目		目標 時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
既	設信号の改良					
	主要信号交差点における音響・音声信号 化又は改良検討	中長期			•	
	主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置検討	継続		(●)	•	
信討	号機及び横断歩道、一時停止線等の設置検 (※2)	中長期			•	

- ※1整備箇所は4頁の図中で緑色の丸囲み地点
- ※2 以下の交差点が該当
 - (1) 水賀池公園西側の交差点(市道深井71号線と市道深井69号線の交差部)
 - (2) 深井駅駅前広場南側の交差点(市道深井 75 号線と市道深井 74 号線の交差部)
 - (3) 青英学園幼稚園西側の交差点(市道深井 75 号線と市道深井沢 3 号線の交差部)
 - (4) 中消防署北側の交差点(市道深井沢3号線と市道東八田4号線の交差部)
 - (5) 中消防署南側の交差点(市道深井沢3号線と市道東八田東山1号線の交差部)

<凡例>

整備主体その他事業者

● : 主な整備主体 (施) : 施設管理者(●) : 連携が必要となる主な事業者 (公) : 公益事業者

(5) 駅前広場

■南海泉北線深井駅 東側駅前広場

	±6.44+77.57		整備主体				
	整備項目	目標 時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
誘	尊案内情報施設の整備						
	主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)	
	点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	•			● (市)	

■南海泉北線深井駅 西側駅前広場

整備項目		數 <i>供</i> 西口 目標		整備主体				
		時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他		
誘導案内情報施設の整備								
主要施設案内図の設置・改	良	継続				● (市)		
点字・音声誘導設備の設置	・改良	継続	•			● (市)		

<凡例>

整備主体

その他事業者

● : 主な整備主体

(施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者

(公):公益事業者

(市):堺市

(6) 公園

生活関連施設として位置付ける公園は、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等のバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

水賀池公園では、公園の機能強化と土地利用転換(民間活力の導入)を図った水賀池公園整備事業の取組が進められています。堺市移動等円滑化促進方針における取組として当事者参画の機会(堺市バリアフリー化推進協議)を確保し、バリアフリー化を推進します。

(参考) まちあるき点検調査の概要

実施日時	令和7年3月12日(水)1 ・まちあるき点検調査	3:00~16:00
	・意見交換会	
	泉北高速鉄道深井駅、泉北高	速鉄道泉ケ丘駅 [※]
対象施設	水賀池公園西側の市道、アクロ	スプラザ堺中央周辺市道、
> 2000年文	近畿大学医学部及び近畿大学病	院周辺の歩行者用デッキ(追加生活関連経路等)
	※まちあ [、]	るき点検調査日は南海電気鉄道との合併前です。
	学識経験者	1名
	身体障害者団体代表者	2名
	視覚障害者団体代表者	2名
	聴覚障害者団体代表者	2名
	知的障害者団体代表者	2名
	精神·発達障害者団体代表者	2名
	堺市老人クラブ連合会代表者	2名
4 24π+2	堺市自治連合協議会代表者	1名
参略	女性団体代表者	2名
	子育て NW 代表者ほか	3名
	公共交通事業者	7名
	介助者	2名
	手話通訳者	2名
	要約筆記者	2名
	市関係者	31名
	計	63名
	111111111111111111111111111111111111111	The state of the s





写真





堺市バリアフリー基本構想(改定版)【深井地区版】(案)

令和 ()年 月

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館7階

電話番号:072-228-0375 ファックス:072-228-7853

ホームページ:https://www.city.sakai.lg.jp/

堺市配架資料番号

堺市バリアフリー基本構想(改定版) 【泉ヶ丘地区版】 (案)

令和)年月時点堺市

堺市バリアフリー基本構想(改定版) 【泉ヶ丘地区版】

目次

I.整備対象地区の設定	1
1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定	1
2.生活関連施設及び生活関連経路の選定	1
3.重点整備地区の設定	
4.重点整備地区における要件整理	
Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題	6
1.地区の特性	
2.地区の課題	6
Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体	7
(参考)まちあるき点検調査の概要	13

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区について、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準が変化していること等を踏まえ見直しを行い、バリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。

今回の改定では、堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区(17 駅 14 地区)のうち、本市南部の都市的諸機能の集積が進んでいる都市拠点であり、「泉北ニュータウン」の重要かつ中心的な拠点である「泉北高速泉ケ丘駅周辺地区」を『泉ヶ丘地区』として改め、堺市バリアフリー基本構想における重点整備地区として設定します。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

「泉ヶ丘地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設である南海泉北線泉ケ丘駅のほか、生活関連施設の用途に該当する教育・文化施設や保健・医療・福祉施設、商業施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね2,000 ㎡以上である建築物、駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積が500 ㎡以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

なお、次頁の表では、平成 14 (2002) 年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」の重点整備地区内に記載のある施設を「継続」、記載のない施設を「新規」施設とし整理しています。

【泉ヶ丘地区における生活関連施設】

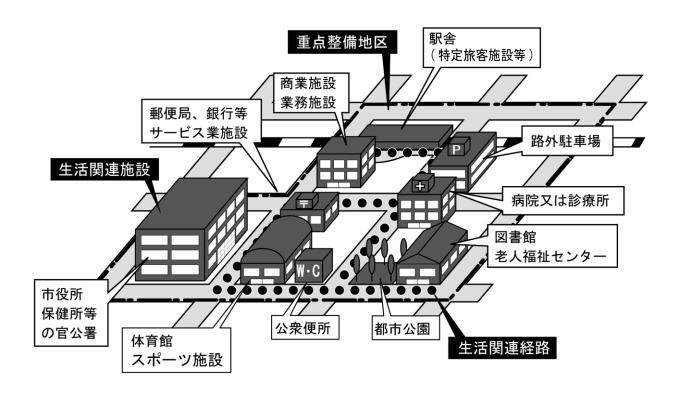
分類	施設名	新規/継続区分
鉄道駅	泉ケ丘駅	継続
	竹城台東小学校	継続
	竹城台小学校	継続
 教育·文化施設	茶山台小学校	新規
教月• 又16/心政	宮山台中学校	継続
	泉ヶ丘市民センター	継続
	堺市立ビッグバン	継続
保健•医療•	近畿大学医学部•大学病院	新規
福祉施設	国際障害者交流センタービッグ・アイ	継続
公園•運動施設	泉ヶ丘公園	新規
公园•建到///记录	大蓮公園	継続
	ジョイパーク泉ヶ丘	継続
· ★ 按 5 0	泉ヶ丘ひろば専門店街	新規
商業施設	ショップタウン泉ヶ丘 3番街	継続
	パンジョ	継続
	泉ヶ丘第3駐車場	継続
その他の施設	泉ヶ丘第4駐車場	継続
(路外駐車場)	泉ヶ丘第5駐車場	継続
	泉ヶ丘 24 時間駐車場	新規

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「泉ヶ丘地区」では、平成 14 (2002) 年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路(緑道等)において設定するものとし、自動車交通速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。

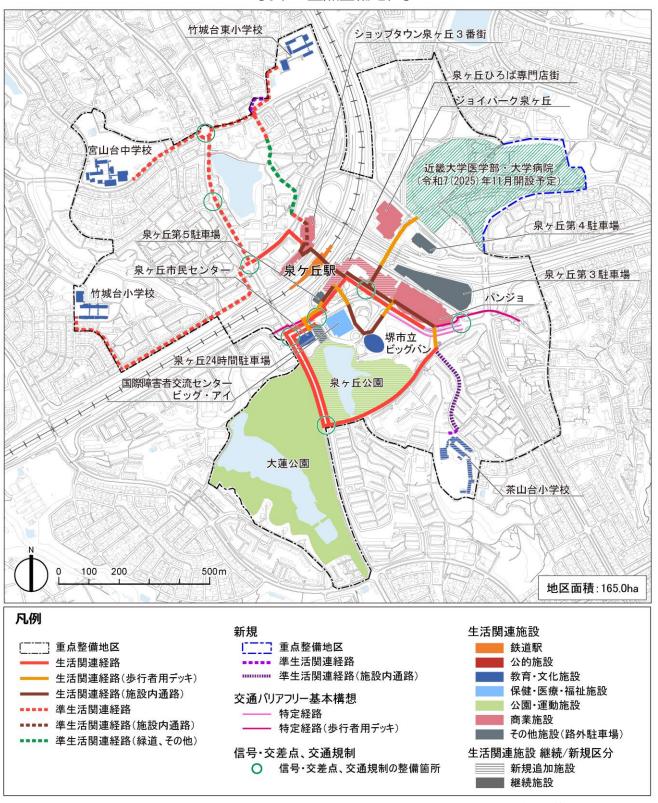


【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「泉ヶ丘地区」における重点整備地区は、平成 14(2002)年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を見直します。 「泉ヶ丘地区」における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区は次のとおりです。

【泉ヶ丘重点整備地区】



4.重点整備地区における要件整理

今回定めた重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

【泉ケ丘地区】

要件	地区の状況
	▶泉ケ丘駅周辺にはパンジョ等複数の商業施設、近畿大学医学部・大学病院 や国際障害者交流センタービッグ・アイ等の保健・医療・福祉施設が立地してい るため、徒歩による移動が見込まれます。
配置要件	▶ 同地区では、「IZUMIGAOKA Next Design」が策定され、将来にわたって 住民が生活しやすく暮らし続けることができる地域とするため、50 年に一度の大 規模な土地利用転換の機会を生かし、各施設間の連携強化やパブリックスペ ースの魅力向上等に取り組み、ウォーカブルなネットワークを構築する等、回遊 性の高い駅前地域をめざしています。
課題対策要件	 ▶交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいる一方で、生活関連施設や道路等では、設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が全体的に見受けられます。 ▶また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するためには、既存設備の改善に加え、ソフト面での取組を一層推進することが求められます。 ▶都市拠点としての更なる発展をめざし、近畿大学医学部・大学病院の開設
	や、駅前施設の機能更新及びビッグバンや泉ヶ丘公園の一体的な活用に向け た取組等が進められています。
効果要件	▶駅周辺を中心に多様な都市機能が集積する泉北ニュータウンの中心的な拠点であり、地区のバリアフリー整備を一体的に進めることで、都市機能の向上が期待されます。

※ ウォーカブルとは

「歩きやすい」という意味の英語。

「歩きたくなる」「出かけたくなる」「歩いて楽しい」といった都市の様子をさし、これまでの車中心から人中心の都市への転換の観点から用いられます。

Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題

1.地区の特性

本地区は、南海泉北線泉ケ丘駅の周辺エリアで、泉北ニュータウンの重要な拠点として、駅周辺を 中心に多様な都市機能が集積しています。

南海泉北線泉ケ丘駅は泉北高速鉄道泉ケ丘駅として昭和 46(1971)年に開業し、泉北ニュータウンの中心的な拠点として発展しました。

生活関連施設は駅周辺のみならず重点整備区域内全体に点在しており、障害者の自立と社会参加の促進を目的として設置された国際障害者交流センタービッグ・アイや堺市立ビッグバン等の保健・医療・福祉施設、教育・文化施設等があります。また、近畿大学医学部・大学病院が令和 7(2025)年 11 月に開設されました。

本地区では平成 14 (2002) 年度に「堺市交通バリアフリー基本構想」の「泉北高速泉ケ丘駅周辺地区」が策定され、旅客施設や道路等のバリアフリー化が図られてきました。

2.地区の課題

本地区は、交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいますが、駅や生活関連施設、道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。また、歩行者用デッキや施設内通路も含む生活関連経路は、今後も整備及び改善が望まれます。

生活関連施設は、築年数が相当期間を経過しており、バリアフリーの考え方に基づいた設計がなされていない施設も含まれるため、バリアフリー化の整備が充分でない部分への対応が求められます。

また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーは、各事業者の自主的な取組により個別に事業が実施されてきました。重点整備地区内でこれらを一体的に推進するためには、既存設備の改善に加え、より一層のソフト事業の推進が求められます。

本地区では、豊かな緑空間と多様な都市機能が調和した都市拠点として更なる発展をめざし、駅前商業施設の更新に伴う動線整備及びビッグバンや泉ヶ丘公園の一体的活用事業の取組を進めています。

Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体

重点整備地区における整備目標期間は 5 年間を基本とします。その上で、本基本構想に基づき、 必要に応じて具体的な整備計画である特定事業計画を策定しバリアフリー化を進めます。

バリアフリー事業の整備項目、整備目標時期及び整備主体について本ページ以降に示します。

また、目標時期は、おおむね5年(令和12(2030)年)以内の事業完了を目標として取り組む事業を「短期」、令和12(2030)年以降の事業完了を目標として取り組む事業を「中長期」、整備目標期間の5年間を基本としつつ継続して取り組む事業を「継続」として分類します。「必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催」等のソフト事業は、整備目標期間後も継続的に取り組みます。

なお、各整備項目の進捗状況を定期的に確認し、進捗管理も含め継続的な取組を進めます。

<整備目標時期の区分>

短期	おおむね 5 年(令和 12(2030)年)以内に事業完了
中長期	令和 12(2030)年以降に事業完了
継続	整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線泉ケ丘駅(1/2)

南海泉北線泉ケ丘駅は、バリアフリー基準に則った整備が実施されていますが、利用者等の意見を踏まえ、更なるバリアフリー化を推進することを念頭に置き、整備項目を設定します。

整備項目		目標	整備主体				
		時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
誘	尊案内情報施設の整備						
	案内サイン等の改善						
	統一されたフォント、ピクトグラム、カラーに よる案内サイン等の改善	継続	•				
	表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	•				
	誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	•				

<凡例>

整備主体その他事業者

● : 主な整備主体 (施): 施設管理者(●): 連携が必要となる主な事業者 (公): 公益事業者

■南海泉北線泉ケ丘駅(2/2)

+6 111-77-77		目標	整備主体			
整備項目			公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
設備・施設の改良						
路線図や運賃表の改善		継続	•			
舗装面の改善		継続	•			
駅の改良事業						
可動式ホーム柵の設置		令和 9 (2027) 年度	•			
その他ソフト事業						
必要な支援の理解や接近	国向上のための研修	修等の開催				
安全安心な利用のための継続的な運用・更新		継続	•			
職員に向けた定期的な	研修の実施	継続	•			
係員のサービス介助士	資格の取得	継続	•			
点字ブロック等への理解仮 や啓発	足進に関する取組	継続	•			
音声案内や点字表示、ス 様な手段による情報提供		継続	•			
コミュニケーションボードや筆 談対応可能表記の掲示	管談器の運用と筆	継続	•			
施設利用者に向けた施設 ナーアップ等に関する広報		継続	•			
その他、心のバリアフリーや ー、合理的配慮に関する		継続	•			

^{※「}多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

● : 主な整備主体(施) : 施設管理者(●) : 連携が必要となる主な事業者(公) : 公益事業者

(市):堺市

その他事業者

(2) 建築物等生活関連施設

建築物等の生活関連施設は、「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

必要な整備は施設の特性により異なりますが、ここでは、文字やサイン、音声等、多様な方法による情報提供の整備やソフト面において配慮が必要な事項について下記に示します。

	が同様にいい。 ・						
		目標	整備主体				
	整備項目 		公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
誘導	尊案内情報施設の整備						
	誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続				● (施)	
	施設全体の案内サイン等の改善	継続				● (施)	
	多言語に対応した案内表示	継続				● (施)	
その)他ソフト事業						
	必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続				● (施)	
	商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続				● (施)	
	点字ブロック等への理解促進に関する取組 や啓発	継続				● (施)	
	音声案内や点字表示、文字情報等の多 様な手段による情報提供の整備※	継続				● (施)	
	その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリ ー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続				● (施)	

^{※「}多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

その他事業者

● : 主な整備主体

(施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者

(公):公益事業者

(3) 道路等

整備項目		目標	整備主体				
		時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
生》	舌関連経路の改良						
	誘導・警告ブロックの敷設・改良	継続		•		(●) (施)	
	段差や横断勾配、舗装等の改善	継続		•		(●) (施)	
	電柱・柵・車止め等の移設・集約による有 効幅員の拡大	継続		•		(●) (公)	
準2	生活関連経路における対策の検討	継続		•		● (施)	

- ※ 今回新たに準生活関連経路に指定した道路(4頁の図中で紫色の点線)
 - (1) 市道竹城台 140 号線
 - (2) 茶山台小学校北側歩道(施設内通路)
 - (3) 市道茶山台 101 号線

(4) 信号·交差点、交通規制

	目標	整備主体				
整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
既設信号の改良						
主要信号交差点における音響・音声信号 化又は改良検討	中長期			•		
主要信号交差点における視覚障害者用道 路横断帯(エスコートゾーン)の設置検討	継続		(●)	•		

※整備箇所は4頁の図中で緑色の丸囲み地点

<凡例>

整備主体

その他事業者

● :主な整備主体

(施):施設管理者 (公):公益事業者

(●):連携が必要となる主な事業者

(5) 駅前広場

■南海泉北線泉ケ丘駅 北側駅前広場

		目標	整備主体				
	整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
誘	募案内情報施設の整備						
	主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)	
	点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	•			● (市)	

■南海泉北線泉ケ丘駅 南側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	•			● (市)

<凡例>

整備主体

その他事業者

● :主な整備主体

(施):施設管理者(公):公益事業者

(●):連携が必要となる主な事業者

(6) 公園

生活関連施設として位置付ける公園は、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等のバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

泉ヶ丘公園では、「ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画」等の計画を踏まえ、バリアフリー化に向けた 取組が進められています。堺市移動等円滑化促進方針にて定める当事者参画の機会(堺市バリアフ リー化推進協議)を確保し、バリアフリー化を推進します。

整備項目	目標時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
既設園路の段差や舗装面等の改善(大蓮 公園)	継続				● (施)
スロープへの手すりの設置(大蓮公園)	継続				● (施)
誘導案内情報設備の整備					
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※ (大蓮公園)	継続				● (施)
多言語に対応した案内表示・情報提供(大 蓮公園)	継続				● (施)
設備・施設の改良					
バリアフリートイレへのオストメイト対応設備の 設置検討 (大蓮公園)	中長期				● (施)

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

その他事業者

● : 主な整備主体

(施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者

(公):公益事業者

(参考) まちあるき点検調査の概要

実施日時	令和 7 年 3 月 12 日(水)13 : 00~16 : 00 ・まちあるき点検調査 ・意見交換会
対象施設	泉北高速鉄道深井駅、泉北高速鉄道泉ケ丘駅 水賀池公園西側の市道、アクロスプラザ堺中央周辺市道、 近畿大学医学部・大学病院周辺の歩行者用デッキ(追加生活関連経路等) ※まちあるき点検調査日は南海電気鉄道との合併前です。
参加者	学識経験者 1名 身体障害者団体代表者 2名 視覚障害者団体代表者 2名 知的障害者団体代表者 2名 精神・発達障害者団体代表者 2名 堺市老人クラブ連合会代表者 2名 堺市自治連合協議会代表者 1名 女性団体代表者 2名 子育て NW 代表者ほか 3名 公共交通事業者 7名 介助者 2名 手話通訳者 2名 要約筆記者 2名 市関係者 31名 計 63名
	B1

写真





堺市バリアフリー基本構想(改定版)【泉ヶ丘地区版】(案)

令和 ()年 月

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館7階

電話番号:072-228-0375 ファックス:072-228-7853

ホームページ:https://www.city.sakai.lg.jp/

堺市配架資料番号

堺市バリアフリー基本構想(改定版) 【栂・美木多地区版】 (案)

令和)年月時点堺市

堺市バリアフリー基本構想(改定版) 【栂・美木多地区版】

目次

I.整備対象地区の設定	1
1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定	
2.生活関連施設及び生活関連経路の選定	1
3.重点整備地区の設定	
4.重点整備地区における要件整理	
Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題	6
1.地区の特性	
2.地区の課題	6
Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体	7
(参考)まちあるき点検調査の概要	13

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

今回の改定では、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した堺市バリアフリー基本構想において重点整備地区として定めた、「泉北高速鉄道栂・美木多駅周辺地区」を『栂・美木多地区』として改め、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準等が変化していること等を踏まえた見直しを行います。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

「栂・美木多地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設である 南海泉北線栂・美木多駅のほか、生活関連施設の用途に該当する公的施設や教育・文化施設、 保健・医療施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね 2,000 ㎡以上となる建築物、駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積が500 ㎡以上の路外 駐車場等を生活関連施設として選定します。

なお、次頁の表では、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「堺市バリアフリー基本構想」の重点整備地区内に記載のある施設を「継続」、記載のない施設を「新規」施設とし整理しています。

【栂・美木多地区における生活関連施設】

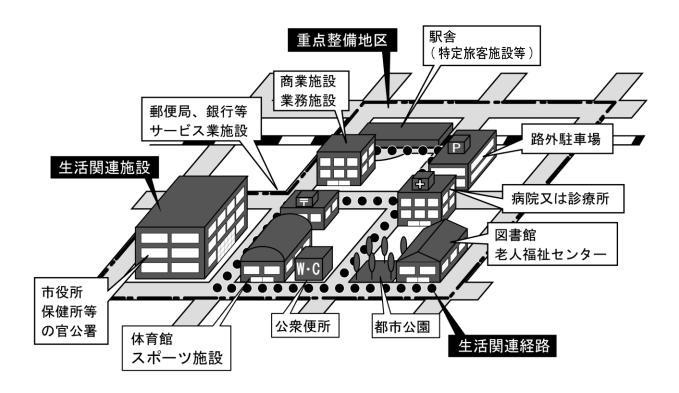
分類	施設名	新規/継続区分
鉄道駅	栂·美木多駅	継続
/\h/n±k≡≡∩	南区役所	継続
公的施設	南堺警察署	継続
	桃山台小学校	新規
	原山ひかり小学校	新規
教育·文化施設	原山台中学校	新規
	泉北高等支援学校	継続
	堺市立栂文化会館	継続
保健·医療·福祉施 設	堺咲花病院	継続
	西原公園	継続
公園·運動施設 	原山公園	継続
商業施設	トナリエ栂・美木多	継続
その他の施設 (路外駐車場)	南区役所第二駐車場	継続

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「栂・美木多地区」では、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「堺市バリアフリー基本構想」で定めた生活関連経路や準生活関連経路を基に、最新の生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行います。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路(緑道等)において設定するものとし、自動車交通速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。



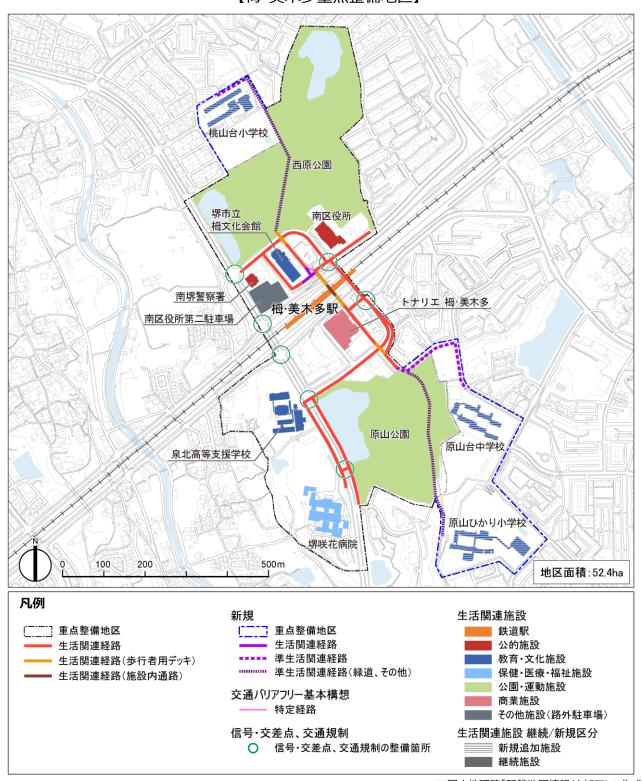
【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「栂・美木多地区」における重点整備地区は、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「堺市バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を新たに編入します。

「栂・美木多地区」における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区は次のとおりです。

【栂·美木多重点整備地区】



4.重点整備地区における要件整理

今回定めた重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

【栂·美木多地区】

要件	地区の状況
配置要件	 栂・美木多駅周辺には南区役所や南堺警察署等の公的施設があるほか、原山公園や堺市立栂文化会館等の公園・運動施設や教育・文化施設等が立地しているため、徒歩による移動が見込まれます。 同地区では、「栂・美木多駅前活性化土地利用構想」が策定されており、暮らしの魅力を広げる商業機能や生活支援機能やパブリックスペースを充実させ安全・快適な歩行空間の拡充や溜まり空間の創出等、多様な世代が交流する賑わいのある空間をめざしています。
課題対策要件	 バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいる一方で、生活関連施設や道路等では、設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が全体的に見受けられます。 ▶また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するためには、既存設備の改善に加え、ソフト面での取組を一層推進することが求められます。 ▶同地区の南北の駅前広場では、安全・安心で賑わいのある駅前空間の創出に向けて、駅前商業施設の立地を生かした交通機能の再編や歩行空間の確保等の駅前広場の再編整備事業が完了しています。
効果要件	▶駅周辺を中心に、日々の買物等市民生活に密着した日常的な生活機能、南 区役所といった行政機能が集積している駅前拠点であり、地区のバリアフリー整 備を一体的に進めることで、駅前拠点としての機能強化が期待されます。

Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題

1.地区の特性

本地区は、南海泉北線栂・美木多駅の周辺エリアで、駅周辺を中心に市民生活に密着した生活機能が集積し、周辺は閑静な住宅街となっています。

南海泉北線栂・美木多駅は昭和 48(1973)年に、泉北高速鉄道栂・美木多駅として開業し、泉北ニュータウンの拠点の一つとして発展しました。

生活関連施設は駅周辺のみならず重点整備区域内全体に点在しており、堺市立栂文化会館や 学校等の教育・文化施設や西原公園や原山公園等の大規模な公園・運動施設等があります。

本地区では平成 28 (2016) 年 3 月に「泉北高速鉄道栂・美木多駅周辺地区」として「堺市バリアフリー基本構想」が策定され、旅客施設や道路等のバリアフリー化が図られてきました。

また、南海泉北線栂・美木多駅の南北駅前広場前では、泉北ニュータウンの拠点の一つとして安全・安心で賑わいのある駅前広場の創出のため、交通機能の再編や歩行空間の確保、北側駅前広場へのエレベーター設置等、駅前広場の再編整備事業が令和7(2025)年3月に完了しています。

2.地区の課題

本地区は、平成28(2016)年3月に策定した堺市バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいますが、駅や生活関連施設、道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。また、生活関連経路は、今後も整備及び改善が望まれます。

生活関連施設は、築年数が相当期間を経過しており、バリアフリーの考え方に基づいた設計がなされていない施設も含まれるため、バリアフリー化の整備が充分でない部分への対応が求められます。

また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーは、各事業者の自主的な取組により個別に事業が実施されてきました。重点整備地区内でこれらを一体的に推進するためには、既存設備の改善に加え、より一層のソフト事業の推進が求められます。

Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体

重点整備地区における整備目標期間は 5 年間を基本とします。その上で、本基本構想に基づき、 必要に応じて具体的な整備計画である特定事業計画を策定しバリアフリー化を進めます。

バリアフリー事業の整備項目、整備目標時期及び整備主体について本ページ以降に示します。

また、目標時期は、おおむね5年(令和12(2030)年)以内の事業完了を目標として取り組む事業を「短期」、令和12(2030)年以降の事業完了を目標として取り組む事業を「中長期」、整備目標期間の5年間を基本としつつ継続して取り組む事業を「継続」として分類します。「「必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催」等のソフト事業は、整備目標期間後も継続的に取り組みます。

なお、各整備項目の進捗状況を定期的に確認し、進捗管理も含め継続的な取組を進めます。

<整備目標時期の区分>

短期	おおむね 5 年(令和 12(2030)年)以内に事業完了
中長期	令和 12(2030)年以降に事業完了
継続	整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線栂·美木多駅(1/2)

南海泉北線栂・美木多駅は、バリアフリー基準に則った整備が実施されていますが、利用者等の意見を踏まえ、更なるバリアフリー化を推進することを念頭に置き、整備項目を設定します。

整備項目		目標	整備主体				
		時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
誘	誘導案内情報施設の整備						
	案内サイン等の改善						
	統一されたフォント、ピクトグラム、カラーに よる案内サイン等の改善	継続	•				
	表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	•				
	誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	•				

<凡例>

整備主体

その他事業者

● :主な整備主体

(施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者

(公):公益事業者

■南海泉北線栂・美木多駅(2/2)

+6 H++T		目標	整備主体			
整備項目		時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
設備・施設の改良						
路線図や運賃表の改善		継続	•			
舗装面の改善		継続	•			
駅の改良事業						
可動式ホーム柵の設置		短期	•			
その他ソフト事業						
必要な支援の理解や接遇向]上のための研修	多等の開催				
安全安心な利用のためのの の継続的な運用・更新	接遇マニュアル	継続	•			
職員に向けた定期的な研	修の実施	継続	•			
係員のサービス介助士資材	各の取得	継続	•			
点字ブロック等への理解促進 や啓発	に関する取組	継続	•			
音声案内や点字表示、文字情報等の多 様な手段による情報提供の整備※		継続	•			
コミュニケーションボードや筆談 談対応可能表記の掲示	※器の運用・筆	継続	•			
施設利用者に向けた施設のサーアップ等に関する広報啓		継続	•			
その他、心のバリアフリーや情: 一、合理的配慮に関する取約		継続	•			

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

その他事業者

● : 主な整備主体

(施):施設管理者 (公):公益事業者

(●):連携が必要となる主な事業者

(2) 建築物等生活関連施設

建築物等の生活関連施設は、「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

必要な整備は施設の特性により異なりますが、ここでは、文字やサイン、音声等、多様な方法による情報提供の整備やソフト面において配慮が必要な事項について下記に示します。

	目標	整備主体			
整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の	改善継続				● (施)
施設全体の案内サイン等の改善	継続				● (施)
多言語に対応した案内表示	継続				● (施)
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のため 修等の開催	の研継続				● (施)
商品や看板、駐輪のはみだしにより移 間を阻害しないこと等への取組や啓発	41本4000				● (施)
点字ブロック等への理解促進に関する や啓発	取組維続				● (施)
音声案内や点字表示、文字情報等の 様な手段による情報提供の整備※	か多 継続				● (施)
その他、心のバリアフリーや情報のバリスー、合理的配慮に関する取組検討、	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				● (施)

^{※「}多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

その他事業者

● :主な整備主体

(施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者

(公):公益事業者

(3) 道路等

整備項目		目標	整備主体			
		時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
生活	生活関連経路の改良					
	誘導・警告ブロックの敷設・改良	継続		•		(●) (施)
	段差や横断勾配、舗装等の改善	継続		•		(●) (施)
	電柱・柵・車止め等の移設・集約による有 効幅員の拡大	継続		•		(●) (公)
準	生活関連経路における対策の検討	継続		•		● (施)

- ※ 今回新たに生活関連経路に指定した道路(4頁の図中で紫色の実線)
 - (1) 市道栂美木多駅前北広場線
 - (2) 市道桃山台 64 号線
- ※ 今回新たに準生活関連経路に指定した道路(4頁の図中で紫色の点線)
 - (1) 市道桃山台 125 号線
 - (2) 市道原山台 30 号線
 - (3) 市道原山台 11 号線
 - (4) 西原公園内緑道
 - (5) 原山公園内緑道

(4) 信号·交差点、交通規制

	目標	整備主体			
整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
既設信号の改良					
主要信号交差点における音響・音声信号 化又は改良検討	継続			•	
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置検討	継続		(●)	•	

※ 整備箇所は3頁の図中で緑色の丸囲み地点

<凡例>

整備主体

その他事業者

● :主な整備主体 (施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者 (公):公益事業者

(5) 駅前広場

■南海泉北線栂・美木多駅 北側駅前広場

整備項目		目標	整備主体				
		時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
誘	募案内情報施設の整備						
	主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)	
	点字・音声誘導設備の設置・改良	継続				● (市)	

■南海泉北線栂・美木多駅 南側駅前広場

整備項目		目標	整備主体			
		時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
誘導案内情報施設の整備						
主要施設案内図の設置・改	良	継続				● (市)
点字・音声誘導設備の設置	・改良	継続	•			● (市)

<凡例>

整備主体

その他事業者

● : 主な整備主体

(施):施設管理者(公):公益事業者

(●):連携が必要となる主な事業者

(6) 公園

生活関連施設として位置付ける公園は、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等のバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

	目標	整備主体				
整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
既設園路の段差や舗装面等の改善	継続				● (施)	
階段への手すり・警告ブロックの設置 (西原公園)	継続				● (施)	
誘導案内情報設備の整備	誘導案内情報設備の整備					
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※ (西原公園・原山公園)	継続				● (施)	
多言語に対応した案内表示・情報提供(西原公園)	継続				● (施)	
設備・施設の改良						
バリアフリートイレへのオストメイト対応設備の 設置検討 (西原公園・原山公園)	中長期				● (施)	

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

その他事業者

・: 主な整備主体(●): 連携が必要となる主な事業者

(施):施設管理者 (公):公益事業者

(参考) まちあるき点検調査の概要

	令和7年3月19日(水)1	3:00~16:00
実施日時	・まちあるき点検調査	
	•意見交換会	
	泉北高速鉄道栂・美木多駅、泉	R北高速鉄道光明池駅 [※]
対象施設	栂·美木多駅北側駅前広場、光明	月池駅南側駅前広場
	※まちある	るき点検調査日は南海電気鉄道との合併前です。
	学識経験者	2名
	身体障害者団体代表者	2名
	視覚障害者団体代表者	2名
	聴覚障害者団体代表者	2名
	知的障害者団体代表者	1名
	精神•発達障害者団体代表者	2名
	堺市老人クラブ連合会代表者	2名
参加者	女性団体代表者	2名
	子育て NW 代表者ほか	3名
	公共交通事業者	5名
	介助者	2名
	手話通訳者	2名
	要約筆記者	2名
	市関係者	30名
	計	59名





写真





堺市バリアフリー基本構想(改定版)【栂・美木多地区版】(案)

令和 ()年月

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3番1号 堺市役所本館 7階

電話番号:072-228-0375 ファックス:072-228-7853

ホームページ:https://www.city.sakai.lg.jp/

堺市配架資料番号

堺市バリアフリー基本構想(改定版) 【光明池地区版】 (案)

令和)年月時点堺市

堺市バリアフリー基本構想(改定版) 【光明池地区版】

目次

I.整備対象地区の設定	
1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定	
2.生活関連施設及び生活関連経路の選定	
3.重点整備地区の設定	4
4.重点整備地区における要件整理	5
Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題	6
1.地区の特性	6
2.地区の課題	6
Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体	7
(参考)まちあるき点検調査の概要	13

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区について、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準が変化していること等を踏まえ見直しを行い、バリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。

今回の改定では、堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区(17 駅 14 地区)のうち、本市南部に位置しており、市民の生活に密着した日常的な生活機能が集積している駅前拠点であり、「泉北ニュータウン」の拠点の一つである「泉北高速光明池駅周辺地区」を『光明池地区』として改め、堺市バリアフリー基本構想における重点整備地区として設定します。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

「光明池地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設である南海泉北線光明池駅のほか、生活関連施設の用途に該当する教育・文化施設や保健・医療・福祉施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね2,000㎡以上である建築物、駐車の用に供する部分(駐車マス)の面積が500㎡以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

なお、次頁の表では、平成 14 (2002) 年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」の重点整備地区内に記載のある施設を「継続」、記載のない施設を「新規」施設とし整理しています。

【光明池地区における生活関連施設】

分類	施設名	新規/継続区分
鉄道駅	光明池駅	継続
	新檜尾台小学校	継続
教育·文化施設	美木多小学校	継続
	美木多中学校	継続
/口/油 医法	ファインプラザ大阪	継続
保健·医療· 福祉施設	大阪障害者職業能力開発校	継続
作时间/范支	南こどもリハビリテーションセンター	継続
	新檜尾公園	継続
公園·運動施設	鴨谷公園	継続
	鴨谷体育館	継続
	光明池アクト	継続
商業施設	サンピア	継続
	サンピア2番館	継続
その他の施設 (路外駐車場)	タイムズ堺光明池駅前	継続

【参考:関連施設(和泉市)】

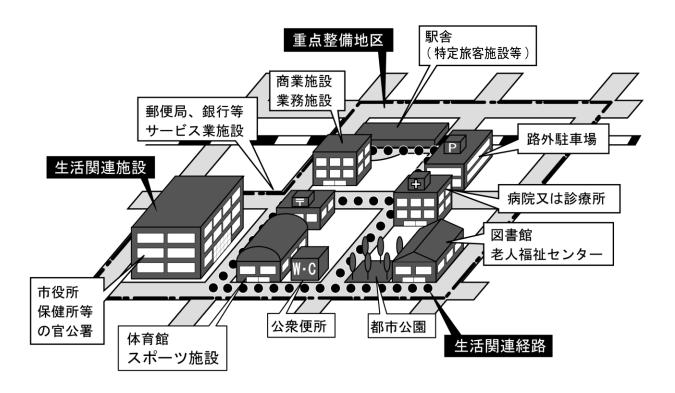
分類	施設名
公的施設	光明池運転免許試験場
保健•医療•	大阪ワークセンター
福祉施設	大阪母子医療センター
卒 ₩标訊	ダイエー光明池店
商業施設	コムボックス光明池
その他の施設	三井のリパーク光明池駅前駐車場
(路外駐車場)	二分のリハーク元明池制料半物

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「光明池地区」では、平成14(2002)年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路(緑道等)において設定するものとし、自動車交通速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。

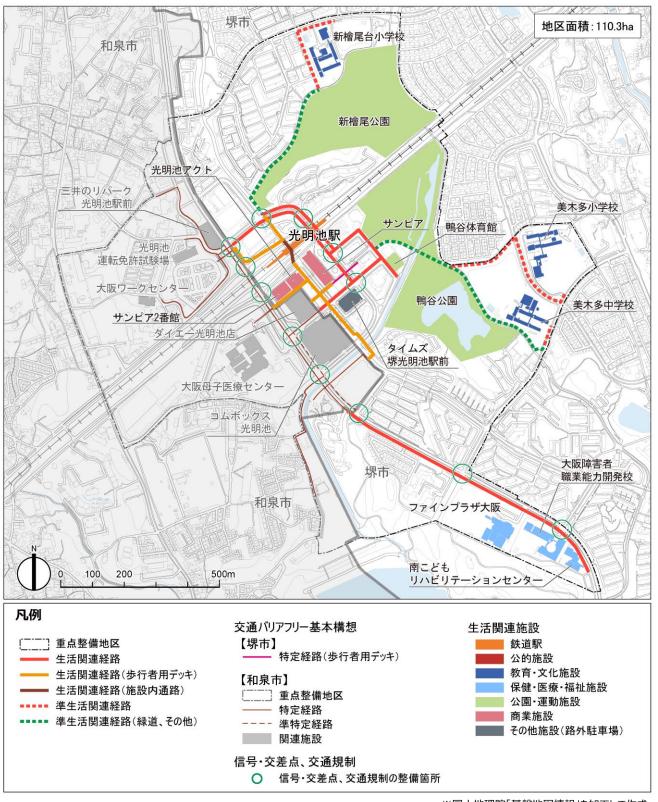


【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「光明池地区」における重点整備地区は、平成 14(2002)年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を見直します。 「光明池地区」における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区は次のとおりです。

【光明池重点整備地区】



4.重点整備地区における要件整理

今回定めた重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

【光明池地区】

要件	地区の状況
	▶ 光明池地区にはサンピア等複数の商業施設、ファインプラザおおさか等広域から 利用者が訪れる公共施設があるほか、新檜尾公園や鴨谷公園といった大規模 な公園等が立地しているため、徒歩による移動が見込まれます。
配置要件	▶ 同地区では、「光明池駅前地域活性化基本方針」が策定されており、今後の 駅前施設の更新を見据え、公民が連携して、駅前の道路や広場等の公共空 間の再編、利活用、回遊性の向上を図ることで、賑わいのある駅前空間の創 出をめざしています。
課題対策	▶交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいる一方で、生活関連施設や道路等では、設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が全体的に見受けられます。
要件	▶また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーを実現するためには、既存設備の改善に加え、ソフト面での取組を一層の推進が求められます。
	▶ 同地区では、商業機能の維持・向上や民間施設更新による駅前地域全体の 魅力向上を図り、地域全体で調和のとれた土地利用をめざしています。
効果要件	▶駅周辺を中心に、日々の買物等市民生活に密着した生活機能が集積している駅前拠点であり、地区のバリアフリー整備を一体的に進めることで、駅前拠点としての機能強化が期待されます。

Ⅱ.地区の特性、バリアフリー化の主な課題

1.地区の特性

本地区は、南海泉北線光明池駅の周辺エリアで、和泉市と隣接する泉北ニュータウンの南端に位置し、駅周辺を中心に市民生活に密着した生活機能が集積しています。

南海泉北線光明池駅は昭和52(1977)年に、泉北高速鉄道光明池駅として開業し、泉北ニュータウンの拠点の一つとして発展しました。

生活関連施設は、駅周辺のみならず重点整備区域内全体に点在しており、大規模商業施設を中心として、公園・運動施設、保健・医療・福祉施設や学校等の教育施設等があります。

本地区では平成 14 (2002) 年度に「堺市交通バリアフリー基本構想」の「泉北高速光明池駅周辺地区」が策定され、旅客施設や道路等のバリアフリー化が図られてきました。

2.地区の課題

本地区は、交通バリアフリー基本構想に基づき各事業が実施されバリアフリー化が進んでいますが、駅や生活関連施設、道路等では、全体的に設備の旧式化や老朽化による修繕が必要な箇所が見受けられます。また、歩行者用デッキを含む生活関連経路は、今後も整備及び改善が望まれます。

生活関連施設は、築年数が相当期間を経過しており、バリアフリーの考え方に基づいた設計がなされていない施設も含まれるため、バリアフリー化の整備が充分でない部分への対応が求められます。

また、心のバリアフリーや情報のバリアフリーは、各事業者の自主的な取組により個別に事業が実施されてきました。重点整備地区内でこれらを一体的に推進するためには、既存設備の改善に加え、より一層のソフト事業の推進が求められます。

南海泉北線光明池駅前では、泉北ニュータウンの拠点の一つとして、賑わいのある駅前空間の創出に向けて、公民が連携し駅前の公共空間の再編や回遊性の向上に向けた取組を進めています。

Ⅲ.整備項目、整備目標時期及び整備主体

重点整備地区における整備目標期間は 5 年間を基本とします。その上で、本基本構想に基づき、 必要に応じて具体的な整備計画である特定事業計画を策定しバリアフリー化を進めます。

バリアフリー事業の整備項目、整備目標時期及び整備主体について本ページ以降に示します。

また、目標時期は、おおむね5年(令和12(2030)年)以内の事業完了を目標として取り組む事業を「短期」、令和12(2030)年以降の事業完了を目標として取り組む事業を「中長期」、整備目標期間の5年間を基本としつつ継続して取り組む事業を「継続」として、分類します。「必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催」等のソフト事業は、整備目標期間後も継続的に取り組みます。

なお、各整備項目の進捗状況を定期的に確認し、進捗管理も含め継続的な取組を進めます。

<整備目標時期の区分>

短期	おおむね 5 年(令和 12(2030)年)以内に事業完了
中長期	令和 12(2030)年以降に事業完了
継続	整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線光明池駅(1/2)

南海泉北線光明池駅は、バリアフリー基準に則った整備が実施されていますが、利用者等の意見を踏まえ、更なるバリアフリー化を推進することを念頭に置き、整備項目を設定します。

		目標	整備主体			
	整備項目		公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
誘導案内情報施設の整備						
	案内サイン等の改善					
	統一されたフォント、ピクトグラム、カラーに よる案内サイン等の改善	継続	•			
	表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	•			
	誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	•			

<凡例>

整備主体

● : 主な整備主体

(●):連携が必要となる主な事業者

その他事業者

(施):施設管理者

(公):公益事業者

■南海泉北線光明池駅(2/2)

		目標		整備	主体		
	整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
設備	・施設の改良						
Ī	路線図や運賃表の改善	継続	•				
į	舗装面の改善	継続	•				
駅の	改良事業						
Ī	可動式ホーム柵の設置	短期	•				
その	その他ソフト事業						
į		等の開催					
	安全安心な利用のための接遇マニュアルの継続的な運用・更新	継続	•				
	職員に向けた定期的な研修の実施	継続	•				
	係員のサービス介助士資格の取得支援	継続	•				
1	点字ブロック等への理解促進に関する取組 や啓発	継続	•				
	音声案内や点字表示、文字情報等の多 様な手段による情報提供の整備※	継続	•				
	コミュニケーションボードや筆談器の運用と筆 談対応可能表記の掲示	継続	•				
1	施設利用者に向けた施設の適正利用やマ ナーアップ等に関する広報啓発	継続	•				
	その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリ - 、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	•				

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

その他事業者

● :主な整備主体

(施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者

(公):公益事業者

(2) 建築物等生活関連施設

建築物等の生活関連施設は、「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

必要な整備は施設の特性により異なりますが、ここでは、文字やサイン、音声等、多様な方法による情報提供の整備やソフト面において配慮が必要な事項について下記に示します。

の同様以近代の正備でプラー面に60Vで配慮が必				主体	
整備項目	目標 時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
誘導案内情報施設の整備					
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続				● (施)
施設全体の案内サイン等の改善	継続				● (施)
多言語に対応した案内表示	継続				● (施)
その他ソフト事業					
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続				● (施)
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続				● (施)
点字ブロック等への理解促進に関する取組 や啓発	継続				● (施)
音声案内や点字表示、文字情報等の多 様な手段による情報提供の整備※	継続				● (施)
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続				● (施)

^{※「}多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体

その他事業者

● : 主な整備主体

(施):施設管理者

(●):連携が必要となる主な事業者

(公):公益事業者

(3) 道路等

	目標		整備	主体	
整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
生活関連経路の改良					
誘導・警告ブロックの敷設・改良	継続		•		(●) (施)
段差や横断勾配、舗装等の改善	継続		•		(●) (施)
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有 効幅員の拡大	継続		•		(●) (公)
準生活関連経路における対策の検討	継続		•		● (施)

(4) 信号·交差点、交通規制

	目標	整備主体			
整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
既設信号の改良					
主要信号交差点における音響・音声信号 化又は改良検討	中長期			•	
主要信号交差点における視覚障害者用道 路横断帯(エスコートゾーン)の設置 検 討	継続		(●)	•	

※整備箇所は4頁の図中で緑色の丸囲み地点

<凡例>

整備主体

: 主な整備主体(●):連携が必要となる主な事業者

その他事業者

(施):施設管理者 (公):公益事業者

(5) 駅前広場

■南海泉北線光明池駅 北側駅前広場

		目標		整備	主体	
	整備項目	時期	公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
誘	尊案内情報施設の整備					
	主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)
	点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	•			● (市)

■南海泉北線光明池駅 南側駅前広場

		目標		整備	主体	
	整備項目		公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他
誘	尊案内情報施設の整備					
	主要施設案内図の設置・改良	継続				● (市)
	点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	•			● (市)

<凡例>

整備主体

その他事業者

● :主な整備主体

(施):施設管理者 (公):公益事業者

(●):連携が必要となる主な事業者

(6) 公園

生活関連施設として位置付ける公園は、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」等のバリアフリーに関する各種ガイドライン等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めることが望まれます。

	目標時期	整備主体				
整備項目		公共交通 事業者	道路 管理者	公安 委員会	その他	
既設園路の段差や舗装面等の改善(新檜尾 公園、鴨谷公園)	継続				● (施)	
誘導案内情報設備の整備						
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※ (新檜尾公園、鴨谷公園)	継続				● (施)	
多言語に対応した案内表示・情報提供(新 檜尾公園・鴨谷公園)	継続				● (施)	

^{※「}多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

<凡例>

整備主体その他事業者

・ : 主な整備主体 (施):施設管理者(●):連携が必要となる主な事業者 (公):公益事業者

(参考) まちあるき点検調査の概要

	令和7年3月19日(水)13:00~16:00				
実施日時	・まちあるき点検調査				
	•意見交換会				
	泉北高速鉄道栂·美木多駅、泉北高速鉄道光明池駅 [※]				
対象施設	栂・美木多駅北側駅前広場、光明池駅南側駅前広場				
	※まちあるき点検調査日は南海電気鉄道との合併前です。				
参	学識経験者	2名			
	身体障害者団体代表者	2名			
	視覚障害者団体代表者	2名			
	聴覚障害者団体代表者	2名			
	知的障害者団体代表者	1名			
	精神•発達障害者団体代表者	2名			
	堺市老人クラブ連合会代表者	2名			
	女性団体代表者	2名			
	子育て NW 代表者ほか	3名			
	公共交通事業者	5名			
	介助者	2名			
	手話通訳者	2名			
	要約筆記者	2名			
	市関係者	30名			
	計	59名			





写真





堺市バリアフリー基本構想(改定版)【光明池地区版】(案)

令和 ()年月

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館7階

電話番号:072-228-0375 ファックス:072-228-7853

ホームページ:https://www.city.sakai.lg.jp/

堺市配架資料番号